平成30年度　第１回長野市消費生活協議会　会議録

日　時　　平成30年７月30日（月）午後２時～３時30分

場　所　　長野市もんぜんぷら座　３階302会議室

出席者　　委員11名（欠席 井堀委員）、事務局７名

傍聴者　　なし

１　開　　会

２　委員の委嘱

（新委員）株式会社ドコモＣＳ長野支店　　秋山哲也 氏（前任　丸山謙一郎 委員）

（新委員）長野県くらし安全・消費生活課　古川　浩 氏（前任　戸田智万 委員）

３　あ い さ つ　　長野市消費生活協議会長　　増尾　均

長野市地域・市民生活部長　増田武美

４　協 議 事 項

(1)　平成29年度長野市消費者行政の概要について

（議長）

協議事項(1) 平成29年度長野市消費者行政の概要について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

お手元の資料をご覧ください。８ページからご説明いたします。

まず、「１ 消費者行政の総合調整」でございますが、本消費生活協議会を２回開催しており、長野市消費者施策推進計画や消費生活センターの広域連携、高齢者等の見守りネットワークなどについてご協議いただきました。

続きまして「２ 消費者啓発」ですが、まず「(1) 総合啓発」では、アの広報ながのへの記事掲載を７月、10 月、２月と３回実施しました。イの啓発資料の購入・配布では、国民生活センターが発行します「くらしの豆知識」の購入・配布、県が年４回発行します「くらしまる得情報」の配布、また、昨年度委員の皆さまにもお配りしました「地域の見守りで高齢者の消費者被害を防ぎましょう」の冊子の購入、配布を行っております。ウ広報媒体の活用としましては、市のホームページ及びツイッターを活用した啓発、有線共設協会と川中島、篠ノ井、松代、若穂の各有線放送、新田町交差点にありますトイーゴビジョンでの放映等でございます。また、週間長野と長野市民新聞にも毎月１回、センターの相談事例や悪質商法の新たな手口などを紹介しています。ラジオでは、ＦＭぜんこうじで啓発放送を実施しました。

つづいて「(2) 出前講座」の実施状況でございますが、ご覧のとおり各地区からの要望により、年間で 22 回、457 人の方を対象に開催しました。内容については、「特殊詐欺の被害に遭わないために」ですとか、悪質商法の手口と対応に関するものが主なものです。10 ページ下のグラフは「出前講座実績の推移」でございますが、28 年度よりも回数にして１回少ない状況でございました。

11 ページをご覧ください。「(3) 生活知識講座」は、9 月 29 日に生涯学習センターにおいて「お墓とエンディングノート～終活を楽しむ３つの秘訣～」と題し開催しました。41 人の方に聴講いただきました。

(4)の「地域の多様な団体による消費生活講演会」でございますが、これは、国の交付金を基にした県の補助事業で、「地域の多様な主体と連携の強化を図り、地域社会における消費者問題の解決力を強化する」という趣旨の事業です。昨年度は、ご覧の７地区の住民自治協議会及び公民館と連携し、講演会を開催しました。講師の講演料は市が負担し、交通費等は住民自治協議会などの地域の団体が負担するという事業でございます。７地区で 660 人の参加がございました。

続いて「(5) 特殊詐欺等の被害防止街頭啓発」でございますが、これは、年金支給日などに長野県警察、県くらし安全・消費生活課、県防犯協会連合会などと連携し、街頭啓発を行ったものです。ご覧の場所で５回実施いたしました。前年度より２回多く実施したという状況でございます。

次、12 ページの「(6) 長野市くらしの安心サポーター研修会」は、９月にもんぜんぷら座で開催しました。

(7)の「市内協力団体との連携・協力」については、ご覧のとおりでございます。

続きまして 13 ページ「３ 消費生活相談」についてご説明いたします。(1)のセンターに寄せられた「消費者トラブルの相談」でございますが、29 年度は苦情が 1,567 件、問合せ・要望が 144 件で、合計 1,711 件でございました。前年度と比較すると 315 件の増、122.6 パーセントでございます。下の表、「イ 相談者の居住地別件数」でございますが、長野市内が 1,647 件、市外が 64 件で、市外の方の居住地の内訳は表のとおりでございます。14 ページをご覧ください。「ウ 長野地域連携中枢都市圏連携事業による相談業務の広域連携」ということで、今年の１月から近隣の高山村、信濃町、小川村、飯綱町と相談業務の広域連携がスタートしたわけですが、１月から３月までの相談件数を記載してございます。センターの相談員が受ける「消費生活相談」と、弁護士や司法書士、税理士などの専門家が受ける「市民相談」があります。高山村からは計７件、信濃町からも７件、小川村２件、飯綱町４件、合わせて 20 件の相談が寄せられました。続く「エ 相談の処理結果別件数」はご覧のとおりです。※２に「あっせん」とございますが、あっせんとは、消費者と事業者の交渉が円滑に行われるようセンターが介在して援助や調整を行うことを言います。下のグラフ、「オ あっせん件数の推移」でございますが、平成 28 年度の 121 件に比べると 29 年度は 272 件と、大幅に増加してきております。

続きまして 15 ページをお願いいたします。多重債務の相談に関するものです。センターでは、多重債務の相談も受け付けております。相談者の債務の状況等をお聞きし、弁護士や司法書士、また収入の状況によっては法テラスへ取り次いだりしています。一番下の表、「受付・処理件数の推移」ですが、29 年度の相談件数は合計で 39 件で、増加傾向にあります。

16 ページは、29 年度の消費生活相談 1,711 件の「販売購入形態別」、「年齢別」の内訳でございます。販売購入形態では、やはりインターネットの普及により「通信販売」が全体の 32.1 パーセントと最も多く、次いで店舗購入の 26.1 パーセントとなっております。店舗購入を年齢別で見ますと、年代が上がるに従って相談も増えているという状況でございます。17 ページは、消費生活相談 1,711 件の「商品・役務別」の内訳となっております。表の一番上の「商品一般」が、前年に比べると大幅に増加しておりますが、これは架空請求のはがきに関する相談が多数寄せられたことによるものでございます。

18 ページをご覧ください。専門家による無料の市民相談の実績です。18 ページは弁護士によ

る法律相談の実績で、29 年度は 74 回開催し相談件数は 546 件という状況でございました。19 ページは税理士による税務相談と司法書士による登記相談、20 ページは公証人による公証相談と行政書士による手続相談の実績です。法律相談と登記相談は、前年度より相談件数が増加しております。

21 ページ、22 ページは、製品の表示に係る販売事業者への立入検査の状況です。家庭用品品質表示法。消費生活用製品安全法、電気用品安全法の３つの法律に基づきまして３店舗への立入検査を実施し、27 品目、854 点を検査しましたが、違反している製品はございませんでした。

続いて、資料として添付してありますが、24 ページは昨年１年間、１月から 12 月までの県警が発表しました特殊詐欺認知状況です。上が長野県全体で下が長野市の状況です。被害件数は横ばいですが被害額は減少しております。センターに寄せられる相談と同様に架空請求詐欺が大幅に増えたという状況でございます。

25 ページ以降は、関係条例や要綱などを参考までに添付してございます。

以上、平成 29 年度長野市消費者行政の概要についての説明を終わります。

（議長）

ただ今の説明にご質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

では、私の方からお願いします。14ページ、あっせん件数の推移ということで、29年度はだいぶ増えているようですが、原因はございますか。全体の相談件数が異常に増えたということではないようですが。

（事務局）

はい。センターが間に入らないと解決できない相談というのが増えてきてはいるんですけれども、やはり相談員が国民生活センターや県が開催します研修会に積極的に参加しておりまして、相談員のレベルアップが図られたというのが一番ではないかと思います。あっせんで業者と消費者の間に入って交渉するには多くの知識が必要なんですが、あっせんを重ね、経験を積んで相談員が熟達してきたというのが一番の要因かと思われます。

（議長）

わかりました。大変頼もしい回答なので安堵いたしました。これからもよろしくお願いしたいと思います。他にいかがでしょうか。

（委員）

センターの相談員は何人おられるんですか。

（事務局）

３人です。

（委員）

３人でこの1,711件を処理するとなると、一日何件くらい、相当な数になると思いますが。

（事務局）

10件程度ですけれども、１件の相談で解決まで数か月も要するものもございます。

（委員）

16ページの消費生活相談受付状況の「店舗購入」で、相談が60歳、70歳以上に結構多いんですが、店舗購入は、商品を見て納得して買うと思うんですが、それでトラブルになるというのは、例えばどういったトラブルがあるのでしょうか。

（事務局）
単純に、「お店に行って購入したが、クーリング・オフできるか」という相談が多い状況です。
（委員）
店舗購入の場合は、クーリング・オフは効かないですよね。
（事務局）
そうですね。通常、大きなデパートやスーパーでは、お店の好意で「レシートを持って来れば８日以内であれば大丈夫ですよ」というようなことをおっしゃるので、特商法に関するクーリング・オフと誤解をされていて、「解約できるはずじゃないか」と言ってくる方もいらっしゃいます。また、お店に行くんじゃなくて、ご自分で呼び寄せてリフォーム契約ですとか家電製品の購入の契約ですとかをされている場合もクーリング・オフはできないので、そのようなので件数が増えているんだと思います。
（議長）
他にいかがでしょうか。
（委員）
11ページ、地域の多様な団体による消費生活講演会ですけれど、それぞれの自治協でやっていますが、これは、地区が自発的に申し込まれたのでしょうか。
（事務局）
これは、６月に支所長会という各支所長が一堂に会する会議がございまして、そこで私どもの方で事業を説明し、実施希望の地区を取りまとめて、講演会を開催するというものでございます。
（委員）
自治協で希望していたということですね。
（事務局）
そうです。
（委員）
私の地区では、こういう催しがあまり聞かれないので促したいと思います。
（委員）
14ページをお願いいたします。長野地域連携中枢都市圏連携事業ということで、近隣の町村のご相談も受けていただけるということで大変ありがとうございます。そうした中で、状況について教えていただければと思うんですが、消費生活相談が１月以降11件ということでございますけれども、電話によるものが主なんでしょうか、それともセンターの方に直接訪問されるというものがあったのかどうか。また、それに関連して13ページ、長野市以外からもご相談を受けていらっしゃるんですが、直接センターを訪問されてご相談になられているケースがあるのかどうか、その辺を参考までに教えていただければと思います。
（事務局）
この11件について、私ども電話で相談を受けるんですが、最近は、例えば契約書面を見ないと分からないという部分が非常に多いので、半分ぐらいは訪問されているかと思います。光回線の契約ですとかインターネットのトラブルなどは、お出でいただいての相談となります。あと、長野市以外の方の相談も結構受けているんですけども、単純にお電話だけで済むような場合、例えば「架空請求のはがきが来た」というようなものは、改めて他へ電話をしていただかなくてもということでお答えして

います。来所して相談というときは県の方をご案内していますが、そうでない方は当センターの方で受けてお話を伺っています。

（議長）

他にございませんでしょうか。

（委員）

長野市くらしの安心サポーターとあるんですが、具体的にはどういう活動をされたり、何人ぐらいいらっしゃるんですか。

（事務局）

安心サポーターですが、現在28名にお願いしております。具体的な活動でございますが、私どもから啓発資料を送らせてもらったり、センター主催の研修会とかをやっているんですが、基本的には、サポーターさんご自身の自発的な活動ということで、地域での啓発に携わってもらっているということでございます。

（委員）

13ページの一番上、29年度の苦情件数が360件くらい増加していると思うんですけども、全体的には減少傾向の中で、法律が変わったとか何か原因があるのでしょうか。

（事務局）

特に法律が変わったとかはございませんけれども、29年度は、やはり架空請求のはがきに関する相談が非常に多かったということで件数が増加しております。

（議長）

他にはございませんでしょうか。

（委員）

新聞紙上では、全国的には特殊詐欺がものすごく増えているということですけども、長野県とか長野市は減っているということで、その原因というのは何か、広報活動の成果とかそういうのがあるのか。でも私もお客さんと話したりしているとあまり無料の弁護士さんの法律相談とかを知らない方が結構いるんですよね。広報活動をいろいろやっていただいているんですけど、そういう方たちにももっと熟知できればいいなと思います

（事務局）

特殊詐欺の件数ですけども、県全体で昨年は７件増ということで、長野市は28年、29年と同じ件数だったんですが、今年に入って数が非常に増えておりまして、県警本部長が緊急メッセージを発信するなどしている状況ですので、長野県だけ少ないという状況ではないようです。

（委員）

被害額は減ってますよね。

（事務局）

はい。以前は、未公開株などを取り扱う「儲かります詐欺」などで、被害額が大口だったんですが、最近は架空請求で小口になってきたので被害額が減ってきたのだと思われます。

（委員）

今の関連で、若干県の状況を補足させていただきます。県と市町村でそれぞれ消費生活センターを持っています。県に寄せられる相談は全体として数は減ってきていますけれど、県と市町村の相談件数を合わせますと29年度は前年度と比べて752件増えているという状況で、長野県においても全体の

相談件数は増えております。その理由は、先ほどご説明がありましたとおり、架空請求詐欺などに関する相談が増えているということで、県の方に寄せられている相談においても架空請求に関する相談は前年度に比べて1.5倍となっておりますので、状況については同様かというふうに考えております。

（議長）

はい、ありがとうございます。だいぶ活発に質問をいただいておりますが、そろそろ協議事項の(2)に行きたいと思いますがよろしいでしょうか。

(2) 長野市消費者施策推進計画の進捗状況について

（議長）

それでは、(2) 長野市消費者施策推進計画の進捗状況について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

資料２をご覧ください。消費者施策推進計画ですが、市が幅広く取り組んでいる消費者関連施策について、主な関係課 11 課で実施している施策・事業を集約し、第３章に記載してございます。昨年度が初年度ということで、それら各所属で取り組んだ消費者施策について 29 年度の実績を取りまとめました。

計画では「施策の展開と具体的事業」ということで、「１　市民の安全・安心」、「２　特殊詐欺等の被害防止」、「３　消費者教育の充実」、「４　市民意見の反映」、「５　相談窓口の強化」という５つの施策に、関係各課で実施している 51 の具体的な事業を位置づけております。資料は、各項目の説明文、表の中の「具体的事業」、「事業内容」は計画書のとおりで、「事業内容」の右側に平成 29 年度の実績を書き足しております。

まず、「１　市民の安全・安心」の「(1) 食品・製品等の監視・指導」ですが、当センターで実施した製品表示等の立入検査のほかは、保健所の健康課及び食品生活衛生課の事業となります。センターの実績は、先ほど 29 年度消費者行政の概要で説明した内容でございます。そのほか、関係各課の実績については説明を省略させていただきます。一枚めくっていただいて、「(2) 事故情報の収集・提供」も当センターの事業。「(3) 地産地消協力店の認定」については農業政策課の事業です。「(4)　ごみの減量・再資源化の推進」は、すべて生活環境課の事業となっております。「(5)　環境活動の協働」は、環境政策課と生活環境課でございます。

続きまして「２　特殊詐欺等の被害防止」の「(1) 見守りネットワークの構築」、これは計画の重点目標にもなっておりますが、昨年度構築を進め、本年度４月から運用を開始しております。続いて４ページ、「(2) 被害防止の啓発」は、当センターと高齢者福祉課、家庭・地域学びの課、介護保険課の事業でございます。「(3) 成年後見制度の活用」は、保健福祉部の３課、介護保険課、障害福祉課、高齢者福祉課の事業です。続く「(4) 特殊詐欺等の情報共有」については、見守りネットワークを整備したところでございます。

続きまして、「３　消費者教育の充実」の「(1) 学校における教育の充実」、これは、教育委員会学校教育課の事業でございまして、小・中・高等学校の実績を記載してございます。続いて６ページ、「(2) 社会教育施設等での教育」は、講座や講習会の実績で、当センターほか、家庭・地域学びの課、保健所食品生活衛生課の事業です。「(3) 食育の推進」、これは保健所健康課です。「(4) 環境教育の

推進」は環境政策課、「(5) 賢い消費者の育成」は当センターの事業です。

続く「４ 市民意見の反映」と、飛びまして「５ 相談窓口の強化」の各事業はすべて消費生活センターの事業でございます。

続いて、Ａ４の資料３をご覧ください。計画の重点目標の達成状況です。まず、重点目標の１、「長野市内の特殊詐欺被害認知件数の半減」でございますが、目標は、平成 33 年で 25 件以下です。29 年の実績は、28 年と同数の 49 件でございました。次の重点目標２、「長野市内の通信販売に関する被害認知件数の半減」でございますが、平成 33 年度の目標が 50 件以下です。目標設定の基準が 27 年度の実績 99 件ですので、目標値との差を５か年で割り、年度ごとの目標値を出すと 29 年度の目標は 89.2 件となります。実績は 90 件でしたので、ほぼ年度目標に近い結果となりました。その他の重点目標について資料はございませんが、目標の３、「高齢者等の見守りネットワークの構築」は本年度４月から運用を開始しております。後ほど協議事項(3)でネットワークの取り組みについてご説明いたします。重点目標の４、「長野市くらしの安心サポーターの登録 30 人」については、現在 28 人の方に登録いただいております。最後の重点目標５の「消費生活センターの出前講座年間 30 回開催」は、昨年度は 22 回という実績でございました。

計画の進捗状況についての説明は、以上でございます。

（議長）

ただ今の説明にご質問等ございましたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

それでは、ないようですので次に進めさせていただきたいと思います。

(3) 長野市消費者被害防止見守りネットワークについて

（議長）

続きまして協議事項(3) 長野市消費者被害防止見守りネットワークについて、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

資料４をご覧ください。見守りネットワークについては、この４月から運用を開始しているところでございます。この図は、前回の協議会でも皆様にお示ししましたが、４月に市役所の機構改革がございまして、保健福祉部内で課名が変わった所属がございます。昨年度までの高齢者福祉課が、４月から高齢者活躍支援課となり、また、新たに地域包括ケア推進課という課ができました。事務分担にも変更がありましたので、下の図の情報発信連携図も一部変更となっております。

それから、連携図の下に参考までに添付してございますが、センターから発信した注意喚起の情報３件と長野中央警察署の情報、中央署通信２件です。まず第１号としまして、先ほどから話に上がっております「架空請求のはがきにご注意ください」というものです。そして、第２号「悪質な布団販売業者」、そして、第３号の情報としまして、「最近トラブルが多い訪問購入、いらない着物・食器など買い取ります」、このような形で情報を発信してございます。それから長野中央警察署からは、特殊詐欺被害防止ということで、被害に遭った人のアンケート結果と一番下に綴ってあります「６月中の特殊詐欺実例」ということで、これは先週の金曜日に中央署の方からデータで送られてきましたので、早速ネットワークを使って各所へ情報配信したものでございます。

消費者被害防止見守りネットワークに関しては以上でございます。

（議長）
ただ今の説明について、ご質問等ございましたらお願いいたします。
（委員）
長野県としてもすべての市町村で構築をという中、長野市さんもネットワークを構築されたということで大変ありがとうございます。その中で、今、体制のお話がありましたけども、高齢者の方を見守るネットワークの中で、この資料４にケースワーカーさんですとか、あるいは民生委員さんとか地域包括支援センターさん等入っていらっしゃって、例えば、介護を受けられている方についてはそういった部分での見守りが機能していくのかなと思うんですが、要介護でない皆さんとか、そういった方への情報の伝達あるいは見守りの実施の仕方については、先ほどの民生委員さんみたいなところかもしれないんですけれども、具体的にどのようなことを実践されていくご予定なのか、ぜひ参考に教えていただければと思います。
（事務局）
連携図の高齢者活躍支援課の中に、指定管理者という位置付けで老人福祉センター、老人憩の家というのがございます。これは健常の方が利用されている施設ですけれども、こういうところに来ていらっしゃる方にも情報を伝達します。それから出前講座等をこの管理者のほうからご依頼を受けて開催するというケース等も考えております。もちろん民生委員さんのほうには、特に注意すべき情報ということで周知を図ってまいるものでございます。以上です。
（委員）
ありがとうございます。先ほどお話しがありましたくらしの安心サポーターさんもいらっしゃいますし、県でも消費生活サポーターの皆さんを登録していますので、そういった方にぜひこういう見守りの中で活躍していただければなと思いますのでお聞きいたしました。
（議長）
他にいかがでしょうか。
（委員）
まさしくくらしの安心サポーターというのを私受けておりまして、研修会を受けさせていただいて、地域の中で皆さんがお集まりのところで、話せるところでは話しをしています。だからサポーターという、地域にそういう方が活動しているというところを行政が知らせるような方法をとっていただければ、私たちも活動しやすいかなというふうに思っています。サポーターとしては、地域の中で自分が知っていることを話す、ということをしております。
（議長）
ありがとうございます。これからもぜひよろしくお願いしたいと思います。
（委員）
先ほど民生委員の話が出たんですが、私も民生委員をやっておりますけれども、介護度ということもありますが一応65歳以上で一人で住んでいる方、介護度が付いていないような場合でも、福祉サービスの台帳ということで台帳管理をしています。また、75歳以上、75歳以下でも介護度が３以上の方については、災害時の支援者の台帳という形で管理はしています。そして、地域によって少しは違いますが、お茶のみサロンであったりふれあいの会食であったり、特に介護に関係がないまだ元気な方も自由に参加できるようなサロンが結構開催されておりまして、そういうところで警察官や民生委員自身が、オレオレ詐欺の話をしたりするというような、出前講座以外の形ですが、いろいろやってお

ります。逆に言うと民生委員が多忙になりすぎるようなところもありますけれども、いろいろな形でやっております。どこの地区でということではなく、長野市中、そこら中でやっていると理解していただきたいと思います。以上です。

（議長）

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。では、進めさせていただきます。

(4) その他

（議長）

続きまして、協議事項の(4) その他は、３点ほどございます。まず、事務局から生活知識講座についてお願いしたいと思います。

（事務局）

お手元に黄色いチラシをお配りしてございますが、本年度の生活知識講座のご案内です。10 月 1 日に、トイーゴウエストの生涯学習センターで「だまされる心の心理学」と題した信州大学の菊池教授による講座を開催します。電話での事前申し込みが必要となりますが、委員の皆さまもご都合がつきましたら聴講いただければと思います。以上です。

（議長）

それでは次に、県くらし安全・消費生活課の古川委員さんから、長野県の取り組みについてご紹介いただきたいと思います。前回は、エシカル消費についてご紹介いただいたと思いますけれども、どうかよろしくお願いいたします。

（委員）

今、お手元に「第２次長野県消費生活基本計画・消費者教育推進計画の概要について」というペーパーと長野県消費者大学、長野県消費生活サポーターのチラシを申し上げました。この１枚目の長野県消費生活基本計画、消費者教育推進計画の推進につきましては、29年度の第２回のこの協議会の場で、案の段階でご説明させていただきましたので、簡単にご説明させていただきたいと思いますけれども、３月にこの第２次計画が決定されました。１に記載してございますように、趣旨、基本理念につきましては、すべての県民が、消費者としての基本的な権利を確立し、安全・安心な消費生活を営むために、若者を含めた積極的な「学び」を促進する。そして、消費者団体の皆さん等の多様な主体の「自治の力」を支援する、ということで、県民生活の安定と向上を目指すというものでございます。この計画は、今年度を初年度とします「しあわせ信州創造プラン2.0」の個別計画でもございまして、計画期間は2022年までの５年間ということでございます。その主な事業としましては、２に記載してございますけれども、消費者の５つの権利、上の四角で囲った部分の関係の取り組みを引き続き実施するとともに、学びの場ということで、消費者大学事業を実施するという内容でございます。これは、消費者大学で基本的な消費生活、自ら行動する消費者について学んでいただくというもので、段階的にそれらを学んでいただいた方が更に中核的な人材、消費生活相談員などの資格を取得するというようなところまで支援をしてまいりたいという内容でございます。もう一つの事業は、「長野県版エシカル消費の推進」ということで、この内容につきましては、長野県独自の取り組みということで、人、地域、社会、環境に加えて健康にも配慮した消費行動ということでのエシカル消費を進めていこうというものでございます。数値目標については、３に記載をしてございますが、それぞれ記載のとおり

の受講者数、あるいはエシカル消費認知度100パーセントというようなものを新たな目標にして取り組んでまいるということでございます。裏面をご覧いただければと思いますが、長野県版エシカル消費事業につきましては、今申し上げましたようなことを進めるためにエシカルシンポジウムというようなことを計画しておりまして、消費者の皆さんと事業者の方を、学生の皆さんによるマップの作成というようなことでつなぐ取り組みを進めてまいりたいと考えております。２の内容のところにございますが、具体的には平成31年の１月に松本市でエシカルに関するシンポジウム、仮称でございますけれどもそれを実施いたしまして、そこで学生さんがエシカルに関する製品やサービスを提供している事業者の皆さんの内容をマップに落としましてご紹介していく、そういったことをきっかけにして事業者の皆さんと消費者をつないでいくという取り組みを進めていく予定でございます。

もう一枚のチラシのほうでございますけれども、長野県消費者大学のチラシでございます。消費者大学は、自ら進んで学び、自主的に地域や職場で行動できる自立した消費者ですとか、持続可能な社会の実現に向けた貢献ができる消費者の育成を目指すということでございまして、このチラシにございますように長野の会場は、ＪＡ長野県ビルの会議室を使いまして９月８日から11月24日にかけて開催いたします。裏面にカリキュラムを載せてございますので、参考にご覧いただきたいと思います。この消費者大学を受講された方で消費生活サポーターとしての活動を希望される方については、県の消費生活サポーターに認定させていただくことも考えております。そういったことで、地域で活躍をしていただきたいと考えておりますので、ぜひ関係の皆さまにもご紹介をいただき、積極的にご参加をいただければと思っている次第でございます。

もう一枚でございますけれども、消費生活サポーターのチラシでございます。先ほど来、長野市のくらしの安心サポーターさんのお話もございましたけれども、長野県でも、自ら学び自立した消費者を目指す、気づき、見守り、そして地域の皆さんとのつなぎ役、ということで、長野県消費生活サポーターを登録しております。そして、この皆さんは、身近な地域ですとか所属する団体や企業で、消費生活に関してリーダーとして啓発や情報提供をボランティアで行っていただく方でございますので、今年度、消費者安全確保地域協議会が設置されたということなので、高齢者の見守り等においてもこういった皆さんの活躍が期待できるのではないかなというふうに思っております。ぜひ、長野市くらしの安心サポーターさんとともに、県の消費生活サポーターの皆さんにも積極的にお声を掛けていただければと思います。

簡単ではございますが、ご紹介をさせていただきました。ありがとうございました。

（議長）

ありがとうございます。ただ今の件につきまして、ご質問等がございましたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

（委員）

今のことを学校側からお話しさせていただくと、持続可能な開発のための教育といいますか、ＥＳＤという言い方をしているんですけど、そういったものや、このエシカル消費に係る考え方とかが、これからの新しい学習指導要領の中にかなり入ってくるなということを感じています。今、小学校では、平成32年から完全実施の学習指導要領があるんですけれども、例えば家庭科では、今まで消費生活、環境のところで「物や金銭の使い方と買い物について次の熟考を指導する」という言い方をしていたんですが、こんな書き方に直っています、「課題をもって持続可能な社会の構築に向けて、身近な消費生活と環境を考える」と、こういう言い方になっています。それから「情報の収集整理ができ

るようになる」ということも書いてあります。また社会科でいいますと、例えば５年生ですと、今まで、工業生産に関わる人たちというのは、国民生活を支える大事な役だと、そういう記述だったんですが、新しい学習指導要領では、消費者の需要や社会の変化に対応して優れた製品を作ると、やはり消費者を非常に意識したそういった記述になっています。あと、長野市の教育委員会が先月、校長の研修会でこの持続可能な開発のための教育についての研修をしています。こういった学習指導要領が変わるというと、英語が入ってくるとか道徳が入ってくるとか、そちらに意識が行っているんですけど、実はこの消費者教育の新しい内容がかなり入ってきているなということを読んでいて思います。そういったことで学校のほうでもこういった消費者教育が進んできているということをお伝えしたかったのでお話ししました。

（議長）

ありがとうございます。さて、他にいかがでしょうか。はい、お願いいたします。

（委員）

先ほど、消費生活サポーターの委員さんのほうからお話が出ましたけれども、この県のチラシにも「消費生活サポーターは、皆さんの身近な相談相手です」ということで、これは結構いろんなところで配られているかと思うんですね。これを見て「お気軽に声をかけてください」って言うんですが、私も一応サポーターなんですが、私の名前がどこかに登録されていて、それを見て連絡というか、そういうのはあるんでしょうか。今まで一度もありませんが。

（委員）

長野県の消費生活サポーターの関係について、私のほうから説明させていただきます。消費生活サポーターさんが、どこのどなたかということは、例えばインターネットとか公のところにはお出しをしていません。これは、個人情報の部分もありますので、そこについてはお出しをしていませんが、それぞれのサポーターさんがいらっしゃる市町村には、ご了解をいただいたサポーターさんについて情報提供をさせていただいております。それで、先ほどお話がありましたような、例えば出前講座ですとか地域のサロンとか、そういった啓発の機会にサポーターさんに一緒に来ていただいて何かやっていただくというようなことが考えられるということであれば、市町村の皆さんのほうからお声掛けをしてくださいということをお願いしております。今回、そういった皆さんが、地域にいらっしゃるということを広く県民の皆さんに知っていただきたいということで、今年度新たにジャンパーを作ったり、こういったチラシを作らせていただきました。サポーターの皆さんが地域でそういったお話をするときに、「私はこういう活動をしていますよ」ということで配っていただけるような、そういったご活用をいただきたいということで作ったものでございます。やはり地域で、そういう方がいらっしゃるということを知っていただかないと、活躍の場がなかなか得られないというようなこともありまして、先ほど来お願いしていますように、見守りネットワークですとか地域の活動の中で連携を取れるようなことをですね、県としても更に考えながら取り組んでいきたいと考えております。

（委員）

はい、ありがとうございました。私も昨年度、個人的にこういうことをやっていますということを言いましたら、ある地域から「お茶のみサロンに来てくれないか」ということで行きました。その時は、県のサポーター研修を受けた男性の方と一緒に二人で「サポーターの会」という会の形にしまして、個人で行くんじゃなくて会として行きました。その時は、すそばなの会の紙芝居を持って行きました。それともう一つは、川中島地区、川中島駅前でグリーンカフェって言ったかな、農協関係で毎

週火曜日にいろんなことを、例えば健康に関することとかラジオ体操とか、毎週毎週開いているんですね、そこでもやはりこちらからやらせてくださいっていう形でその人と一緒に行きました。でも、そういう集まりがなかなかキャッチできないし、今のところは停滞で、県からも市からも「どういうことをやったか」という報告をしてくださいっていうのが来ますが、ちょっと出せるような状況じゃないんです。やはり自分からも「こういうのがあるから、もし良かったら」ということで言っていきたいと思います。ありがとうございました。

（議長）

はい、ありがとうございます。他にどうでしょうか。よろしいでしょうか。では、進めさせていただきます。消費生活センターの相談員さんから、最近の相談事例をご紹介いただければと思います。よろしくお願いいたします。

（事務局）

―副業サイト、情報商材に関する相談事例を紹介―

（議長）

ありがとうございます。では、最後に、委員の皆さんのほうから何かございましたらお願いいたします。

（委員）

今日の内容に関してではなくて申し訳ないんですけれども、昨年の第１回の協議会のときに、この資料を来てから渡されて、それから見て、そこから質問という形だったので、できれば協議会の一週間から10日くらい前に資料を先にいただけるとありがたいというお話をして、今回、早速このように用意していただきました。普段なかなかゆっくり見られない条例ですとか基本法ですとか安全法とか、なかなか見ようと思っても見られないものですけども、今回こういうものがすごくゆっくり見られてとてもありがたかったです。またよろしくお願いします。

（議長）

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

それでは、次回、第２回の協議会はいつごろ開催の予定となっていますでしょうか。

（事務局）

第２回につきましては、来年の２月ごろ予定しておりますので、お忙しい中とは存じますがよろしくお願いしたいと思います。

（議長）

以上で協議事項はすべて終了となります。皆さま方のご協力に心から感謝申し上げ、進行を事務局にお返ししたいと思います。

４　閉　　会